

# 第4次 八重瀬町行政改革大綱

(令和4年度～令和10年度)

— 持続可能な行財政基盤の確立と新しい時代への対応 —

令和4年4月

八重瀬町

# 目次

第1章	これまでの行政改革	1
第2章	これからの行政改革	1
1	日本を取り巻く環境変化	1
2	本町の将来人口と財政状況	2
(1)	将来人口	2
(2)	本町の財政状況	3
①	歳入	3
②	歳出	4
③	主要指標	5
3	これからの行政改革の方向性ー改革を新たなフェーズへー	7
第3章	行政改革大綱の基本的な考え方	7
1	第4次行政改革大綱の位置づけ	7
2	実施期間	7
3	実施体制	7
4	実施計画の策定	8
5	進行管理	8
第4章	行政改革の目的と3つの柱	9
1	行政改革の目的	9
2	行政改革の3つの柱	9
3	行政改革の基本方針と推進項目の概要	9
	基本方針1 行政サービスの向上と開かれた町政の推進	9
	推進項目(1) 町民の利便性の向上	10
	推進項目(2) 行政サービスのデジタル化の推進	10
	推進項目(3) 町民との協働と町政情報の発信強化	10
	基本方針2 持続可能な行財政基盤の確立	10
	推進項目(1) 財政運営の健全化	11
	推進項目(2) 財源確保対策の推進	11
	推進項目(3) 財産の適正管理と官民連携の推進	11
	基本方針3 職員の能力向上と行政運営の最適化	11
	推進項目(1) 職員の能力向上と働き方改革	11
	推進項目(2) 組織・機構の見直し	12
	推進項目(3) 事務・事業の見直し	12



## 第1章 これまでの行政改革

本町は平成18年1月1日の旧東風平町と旧具志頭村の2町村合併による行政運営基盤のメリットを最大限に引き出し、将来にわたる強固な財政基盤と住民満足度の高い行政体制が確立できるよう平成18年度に「第1次行政改革大綱」を策定して以来、これまで第3次にわたる行政改革大綱の下、全庁的に行政改革に取り組んできました。

第1次行政改革大綱では「集中改革プラン」も同時に策定し、事務事業の見直しによるコスト削減、組織・機構の見直し、定員管理の適正化による職員削減などの成果がありました。

第2次行政改革大綱では、一般会計から特別会計への繰出金を抑制するため特別会計の経営健全化に向けた取組みや公立保育所の民営化、定員管理の適正化による職員削減、文書管理システムの導入による公文書管理の向上、町税等のコンビニ収納導入による利便性及び徴収率の向上などの成果がありました。

第3次行政改革大綱では、公用車の削減、公立保育所及び町営プールの民営化、遊休化していた町有地を有効活用するためPPP（官民連携）の手法を取り入れた「八重瀬町図書館・こども学習センター」の整備、ふるさと納税の取組強化による寄附金額の増加などの成果がありました。



## 第2章 これからの行政改革

### 1 日本を取り巻く環境変化

令和2年に新型コロナウイルス感染症（以下「新型コロナ」という。）が我が国を含め世界各地で猛威を振るい、世界経済は戦後最悪の落ち込みを見せました。令和3年にはワクチン接種が進む先進国を中心に回復が進む中、新型コロナの感染防止の観点から新しいワークスタイルとしてテレワークの普及、AI、IoTを活用したデジタル化の急速な進展、さらに地球規模の温暖化対策としてカーボンニュートラル実現に向けた取組みなど、我が国を取り巻く環境はダイナミックに変化しています。

そうした中、我が国では「経済財政運営と改革の基本方針2021」において、我が国の成長を生み出す4つの原動力の1つとして、デジタル庁を核としたデジタル・ガバメントの確立や民間のDXを施す基盤整備の加速など「官民挙げたデジタル化の加速」を掲げ、「全ての国民にデジタル化の恩恵が行き渡る社会を構築する」としています。

特に「デジタル・ガバメントの確立」では、「2022年度（令和4年度）末にほぼ全国民にマイナンバーカードが行き渡ることを目指し、マイナンバーカードの健康保険証、運転免許証との一体化などの利活用拡大、スマホへの搭載等、国民の利便性を高める」としています。

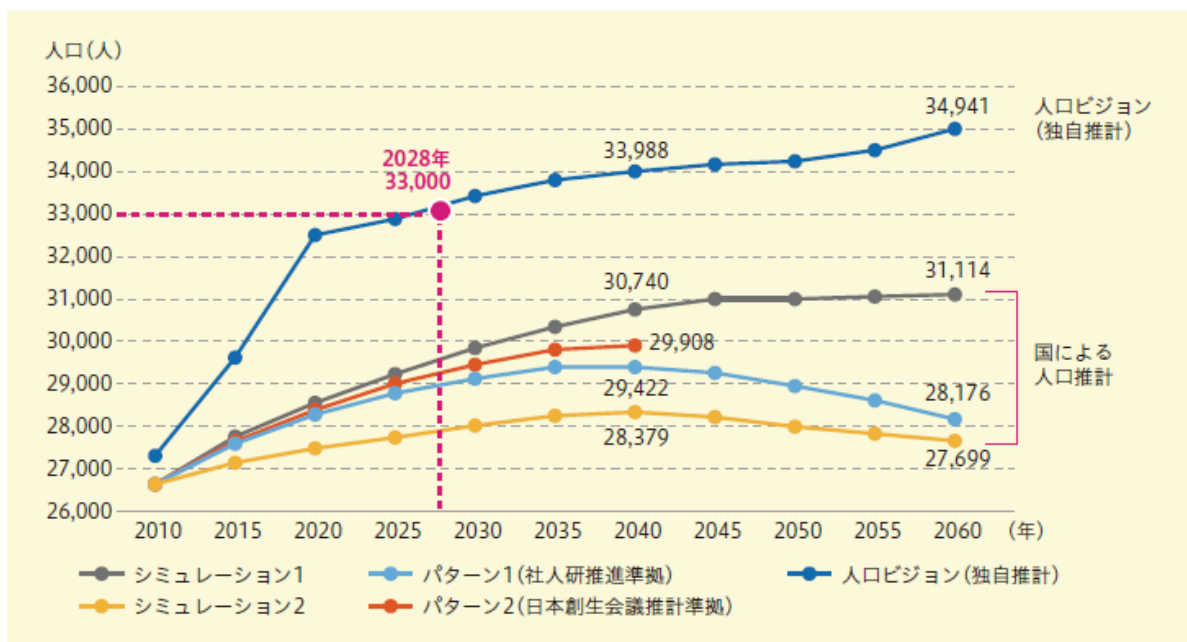
また、地方自治体については、地方自治体業務改革、デジタル化、地方財政改革及び地方行財政の「見える化」改革等を引き続き推進するとしています。

## 2 本町の将来人口と財政状況

### (1) 将来人口

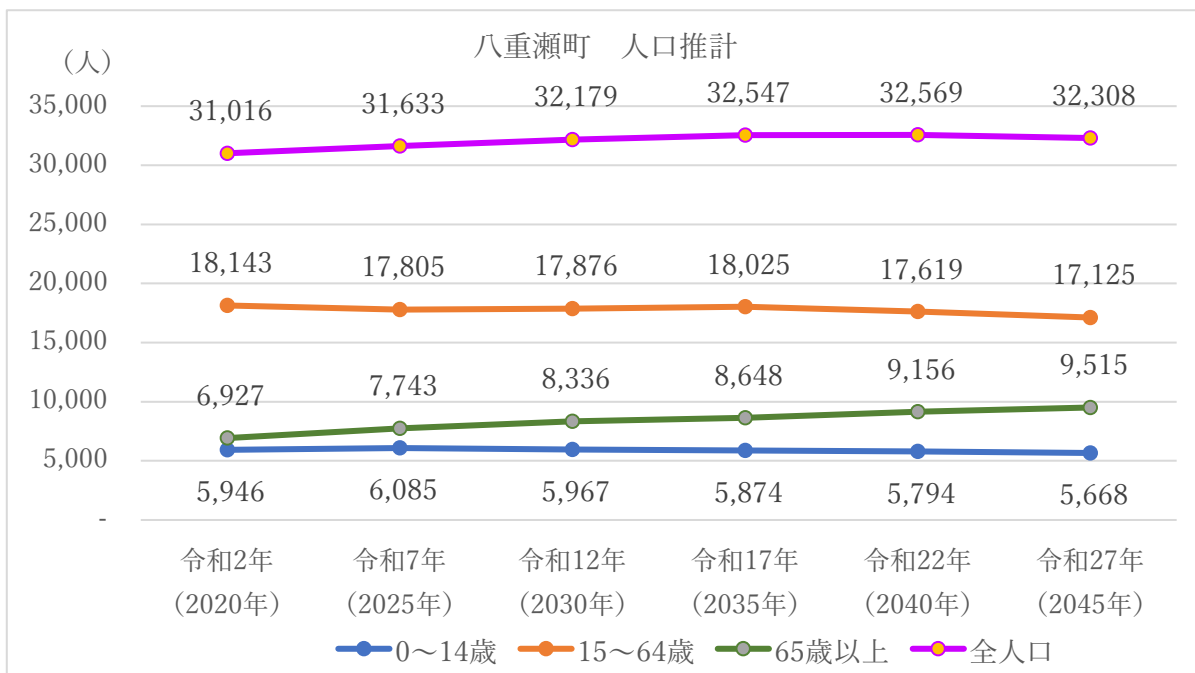
我が国の人口は平成 20 年（2008 年）をピークに平成 23 年以降は一貫して減少し、沖縄県の人口も現在は増加基調にありますが令和 12 年（2030 年）の 147 万人をピークに、その後減少することが見込まれています。

本町の人口は、土地区画整理事業等の都市基盤整備の進展に伴い、合併直後の 26,501 人（平成 18 年 1 月末住民登録人口）から 31,890 人（令和 3 年 1 月末住民登録人口）へと増加しています。「第 2 次八重瀬町総合計画」では、本町の将来人口を令和 10 年度（2028 年度）で 33,000 人と設定され、独自推計、国による人口推計いずれも令和 22 年（2040 年）まで増加が見込まれています。



資料：第 2 次八重瀬町総合計画（平成 31 年 3 月）

また、本町の人口を年齢別で見ると、年少人口（0～14 歳）及び生産年齢人口（15～64 歳）は緩やかに減少するのに対し、老年人口（65 歳以上）は年々増加する見込みです。そのため、給与所得者等の生産年齢人口の減少と高齢者の増加により、個人住民税（特に所得割）の税収減少と高齢化に伴う扶助費の増加等、将来的に厳しい財政運営を迫られる可能性があります。

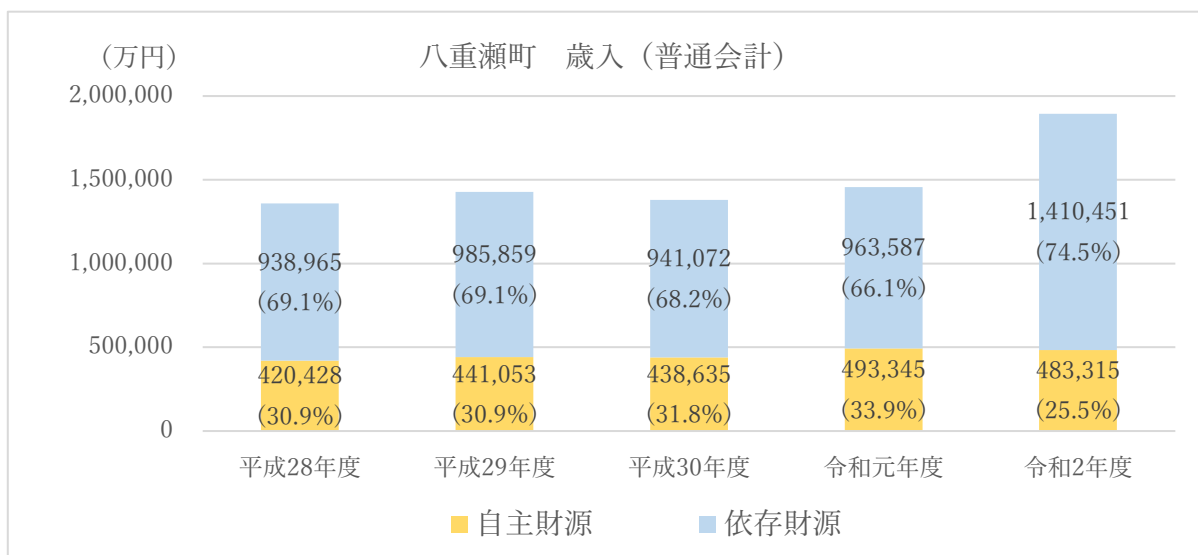


資料：国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口（平成30（2018）年推計）」

## （2）本町の財政状況

### ①歳入

本町の自主財源率は平成28年度から令和元年度までは概ね約30%から約34%で推移しています。（令和2年度は25.5%となっていますが、これは新型コロナウイルス感染症緊急経済対策として特別定額給付金事業費補助金が31億5,490万円、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金が4億8,105万円交付されたため相対的に自主財源率が低下しています。）



資料：決算統計（普通会計）

本町の自主財源の根幹をなす町税収入は、平成28年度の22億8,043万円から令和2年度には28億4,044万円と5億6,000万円増加しています。また、寄附金も平成28年度の9,459万円か

ら令和2年度には3億8,248円と2億8,789万円増加しています。しかし依然として財源の大半を国庫支出金や県支出金、地方交付税等に依存した財政構造となっています。

八重瀬町 歳入（普通会計）内訳

単位：万円

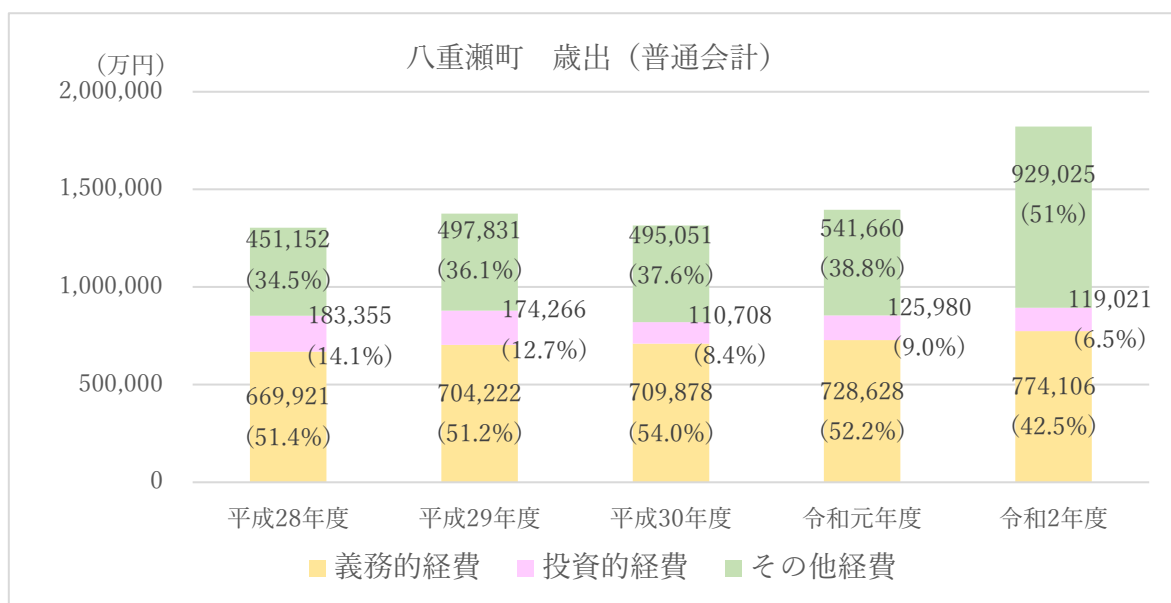
		H28年度	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度
自主財源	町税	228,043	242,361	252,462	266,157	284,044
	使用料	7,342	7,218	7,606	6,556	4,367
	手数料	2,447	2,159	2,032	1,981	2,004
	財産収入	1,522	1,666	2,050	5,915	2,264
	寄附金	9,460	13,159	20,573	31,175	38,248
	その他	171,614	174,490	153,912	181,561	152,388
	小計	420,428	441,053	438,635	493,345	483,315
依存財源	地方譲与税	9,414	9,368	9,442	9,459	9,454
	地方消費税交付金	36,718	40,646	44,753	43,020	53,837
	地方交付税	369,466	367,217	361,808	358,553	367,969
	国庫支出金	197,858	264,263	210,412	240,476	671,729
	県支出金	256,382	208,575	210,046	211,411	209,924
	町債	56,571	82,095	91,961	82,929	85,407
	その他	12,556	13,695	12,650	17,739	12,131
小計	938,965	985,859	941,072	963,587	1,410,451	
計	1,359,393	1,426,912	1,379,707	1,456,932	1,893,766	

資料：一般会計決算書

## ②歳出

歳出総額に占める義務的経費（人件費、扶助費、公債費）の割合は、平成28年度から令和2年度までは概ね約51%から約54%で推移しています。（令和2年は42.5%と低下していますが、これは新型コロナウイルス感染症緊急経済対策として特別定額給付金事業費補助金が31億5490万円、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金が4億8,105万円交付されたことにより義務的経費以外の経費が大幅に増加したため、相対的に義務的経費の割合が低下しています。）

また、義務的経費のうち扶助費については歳出総額に占める割合が大きく、特に児童福祉費については年々増加傾向にあります。人口推計から見ても年少人口については令和7年まで増加が見込まれることから、今後も扶助費の増加が見込まれます。



資料：決算統計（普通会計）

八重瀬町 歳出（普通会計）内訳

単位：万円

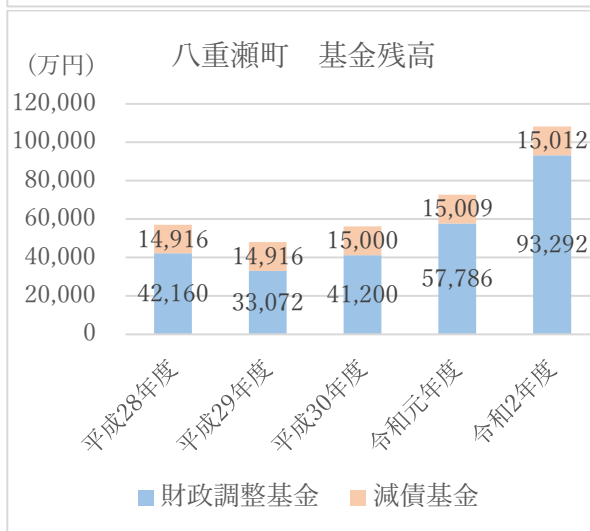
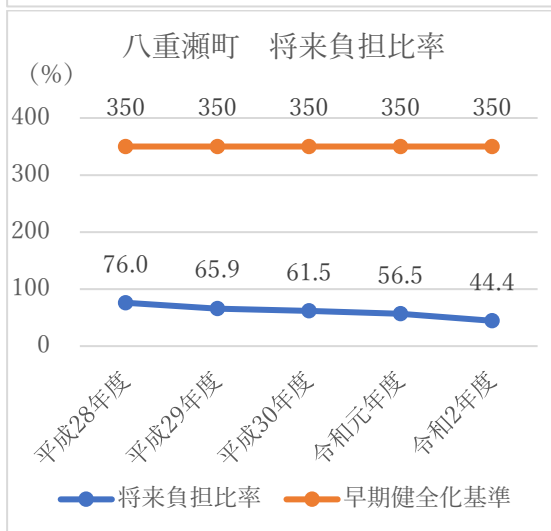
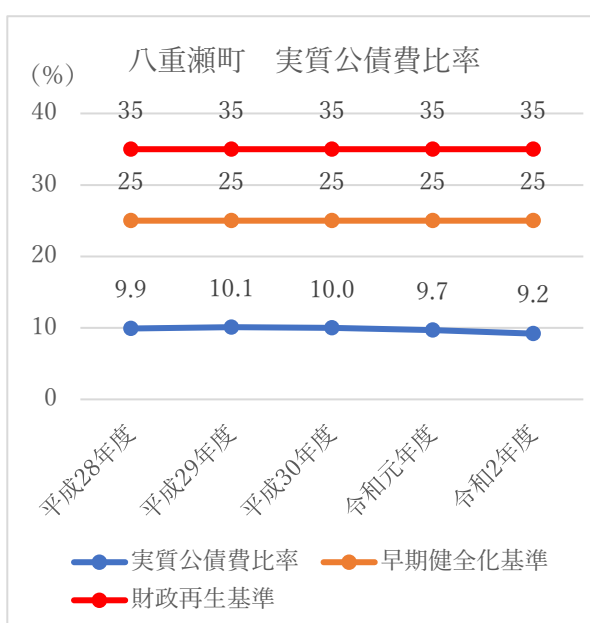
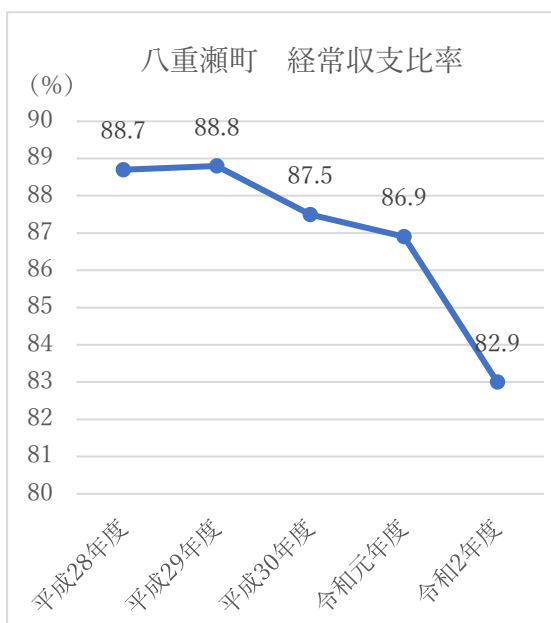
		H28年度	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度
義務的経費	人件費	170,678	172,343	174,844	176,610	207,216
	扶助費	361,683	394,507	394,770	414,086	431,569
	うち社会福祉費	102,868	111,686	106,606	118,872	120,942
	うち児童福祉費	246,071	269,026	273,024	279,297	294,895
	うちその他経費	12,744	13,796	15,140	15,917	15,732
	公債費	137,560	137,372	140,264	137,932	135,321
小計		669,921	704,222	709,878	728,628	774,106
投資的経費		183,355	174,266	110,708	125,980	119,021
その他経費		451,152	497,831	495,051	541,660	929,025
計		1,304,428	1,376,319	1,315,637	1,396,268	1,822,152

資料：決算統計（普通会計）

### ③主要指標

本町の財政指標のうち、財政構造の弾力性を示す「経常収支比率」※1については平成28年度の88.7%から82.9%へ、また、「実質公債費比率」※2については平成28年度の9.9%から9.2%へと緩やかに改善しています。さらに「将来負担比率」※3については平成28年度の76.0%から44.4%へと大きく改善が見られ、基金残高についても財政調整基金※4及び減債基金※5平成30年度から増加に転じていることから、本町の行財政改革の取組が一定の成果を上げています。

財政運営については、今後も将来の財政の健全化に向けて引き続き「第二次八重瀬町中長期財政計画」に基づく計画的な財政運営が求められます。



資料：決算統計（普通会計）

※1 経常収支比率…地方税、地方交付税、地方譲与税などの経常的な一般財源が、どの程度経常的な経費（人件費、扶助費、公債費など）に充てられているかを示す指標で財政構造の硬直度を表す。経常収支比率が高いということは、義務的経費以外に使える財源に余裕がないことを示すことになる。

※2 実質公債費比率…地方税、地方交付税、地方譲与税などの経常的な一般財源のうち、公債費や加入している一部事務組合が負担する公債費等に充てられたものの割合で、自治体の収入に対する借金返済額の比率を示す指標。これが18%以上になると新たに地方債を発行する際に許可が必要になり、さらに25%以上になると一定の地方債の発行が制限される。

※3 将来負担比率…自治体の借入金（地方債）など現在抱えている負債の大きさを、その自治体の財政規模に対する割合で表したものの。この比率が高いと、その自治体の一般財源規模に比べ将来負担する借金の割合が大きいということである。

※4 財政調整基金…年度によって生じる財源の不均衡を調整するために、財源に余裕がある年度に積み立てるもの。地方財政法第7条により、剰余金のうち1/2以上を基金へ積み立て又は地方債の繰り上げ償還の財源へ充てなければならないとされている。

※5 減債基金…将来の地方債の償還のために積み立てるもの。



### 3 これからの行政改革の方向性 – 改革を新たなフェーズへ –

先に述べたとおり我が国を取り巻く環境はダイナミックに変化しており、国は「ポストコロナ」の経済社会を見据え、「感染症で顕在化した課題等を克服する経済・財政改革」を推進するとしています。

これからの行政改革は、これまで本町が取り組んできた行政改革の目的（多様化する行政ニーズへの対応、健全な財政運営の確立、町民との協働、開かれた町政の推進等）を継承しつつ、新型コロナウイルスを契機とした働き方やビジネスモデルの変化、官民を挙げたデジタル化の加速等を見据え、改革を新たなフェーズへ移行する必要があります。

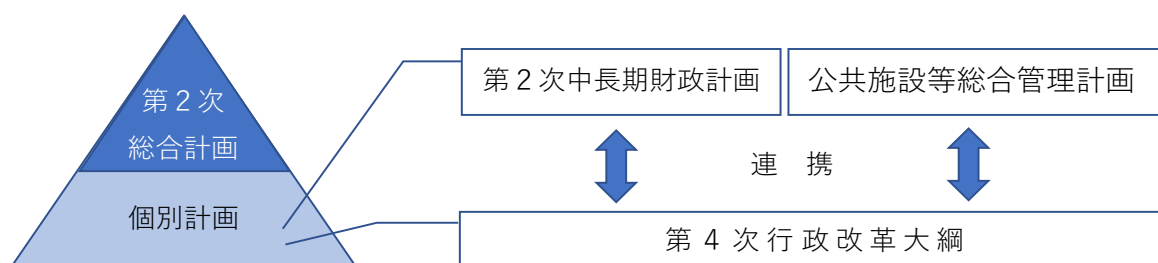
また、自治体間競争が激化する「地方創生」時代において、魅力あるまちづくりを推進するためには、職員の一人一人の意識改革と能力向上が引き続き重要です。



## 第3章 行政改革大綱の基本的な考え方

### 1 第4次行政改革大綱の位置づけ

本大綱は、町政運営において本町の最上位計画である「第2次八重瀬町総合計画」の行財政改革分野での個別計画として策定します。



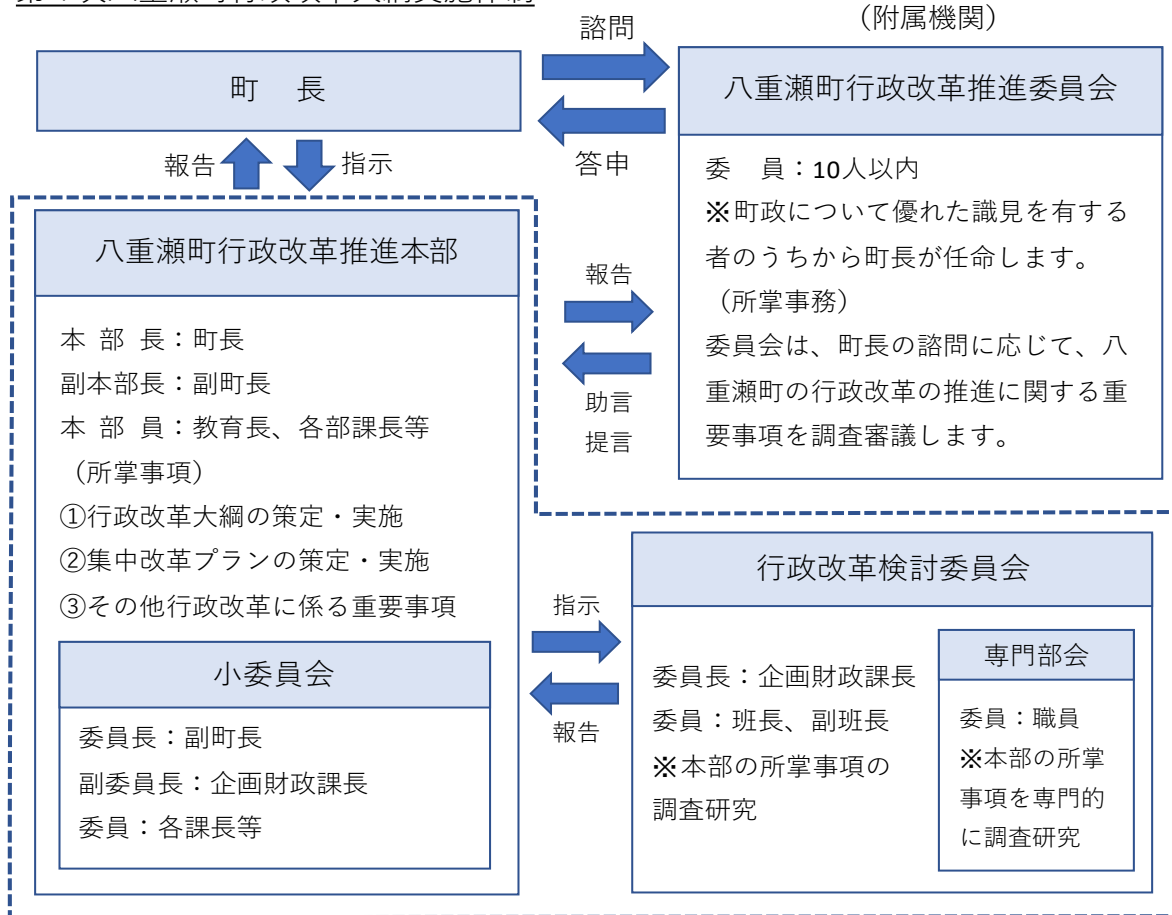
### 2 実施期間

本大綱の実施期間は、第2次八重瀬町総合計画と整合性を保つため、令和4年度（2022年度）から令和10年度（2028年度）までの7年間とします。ただし、第2次八重瀬町総合計画後期基本計画（令和6年度（2024年度）から令和10年度（2028年度）まで）策定に合わせて令和5年度（2023年度）に本大綱の見直しを行うものとします。また、新たな行政課題の発生等、必要に応じて本大綱の見直しを行います。

### 3 実施体制

町長を本部長とする「八重瀬町行政改革推進本部」を中心に全庁的に取り組みます。また、町政について優れた識見を有する者で組織する「八重瀬町行政改革推進委員会」に進捗状況を定期的に報告し、必要な助言・提言等を受けることとします。

## 第4次八重瀬町行政改革大綱実施体制

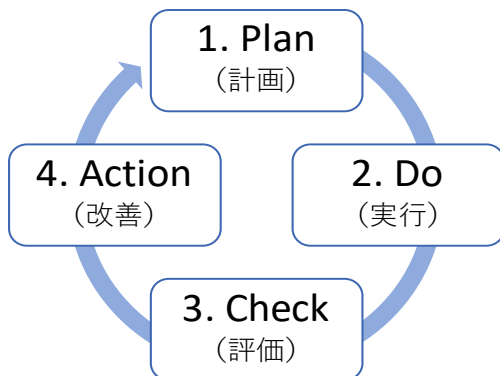


## 4 実施計画の策定

行政改革を着実に実施するため、本大綱に基づいた実施計画を策定します。実施計画の年度ごとに目標を数値化できるものは数値化し、数値化できないものは定性的な目標を掲げることとします。また、新たな行政課題の発生等、必要に応じて実施計画の取組項目の見直しを行います。

## 5 進行管理

実施計画の取組状況を事務局及び専門部会等で評価を行い、PDCAサイクルを活用した進行管理を行います。また、実施計画の評価について町のホームページで公表します。



### 八重瀬町行政改革推進 PDCAサイクル

1. Plan : 各課で目標と計画を策定します。
2. Do : 各課で計画に沿って取り組みます。
3. Check : 各課と行革事務局で実績を評価します。
4. Action : 行革推進本部で改善の方向性を定めます。

## 第4章 行政改革の目的と3つの柱

### 1 行政改革の目的

第2章の3「これからの行政改革の方向性」で述べたとおり、これまでの行政改革の目的（多様化する行政ニーズへの対応、健全な財政運営の確立、町民との協働、開かれた町政の推進等）を継承しつつ、新型コロナを契機とした働き方やビジネスモデルの変化、官民を挙げたデジタル化の加速等を見据え、改革を新たなフェーズへ移行する必要があります。

また、自治体間競争が激化する「地方創生」時代において、魅力あるまちづくりを推進するためには、職員の一人一人の意識改革と能力向上が引き続き重要です。

これからの行政改革の方向性を踏まえ、本大綱では行政改革の目的を次のとおりとします。

**【行政改革の目的】 持続可能な行財政基盤の確立と新しい時代への対応**

### 2 行政改革の3つの柱

本大綱では、先に掲げた行政改革の目的を達成するため、次の3つの基本方針を柱として行政改革を推進します。

【基本方針】	【推進項目】
1 行政サービスの向上と開かれた町政の推進	(1) 町民の利便性の向上 (2) 行政サービスのデジタル化の推進 (3) 町民との協働と町政情報の発信強化
2 持続可能な行財政基盤の確立	(1) 財政運営の健全化 (2) 財源確保対策の推進 (3) 財産の適正管理と官民連携の推進
3 職員の能力向上と行政運営の最適化	(1) 職員の能力向上と働き方改革 (2) 組織・機構の見直し (3) 事務・事業の見直し

### 3 行政改革の基本方針と推進項目の概要

#### 基本方針1 行政サービスの向上と開かれた町政の推進

町民に最も身近な基礎自治体として、町民に利便性の高い行政サービスを提供するため、行政サービスの向上とデジタル技術を活用した行政手続のオンライン化を推進します。

また、地域の実情や課題に精通している各自治会やボランティア団体等と連携し、高齢者支援や子どもたちの見守り活動、災害対策など、町民と行政の協働によるまちづくりを推進します。

またそのためには、町政に関する情報を積極的に町民へ公開し、開かれた町政を推進します。

### 推進項目（１） 町民の利便性の向上

町民の負担軽減、利便性向上を図るため、行政手続における押印廃止や添付書類の省略、町税等の口座振替、スマホ収納の推進に努めます。

また、待機児童の解消を図るため公立幼稚園の認定こども園への移行を推進します。

さらに、交通不便地域の解消のため地域公共交通の導入を検討します。

### 推進項目（２） 行政サービスのデジタル化の推進

マイナンバーカードの普及促進、基幹系システムの標準化・共通化及び行政手続のオンライン化、ICT（情報通信技術）の効果的な活用による児童生徒の学習環境の充実、タブレット端末を活用した議会のペーパーレス化の推進、業務効率化に向けた AI・RPA 導入検討など、「ポストコロナ」を見据えたデジタル社会への対応に取り組みます。

### 推進項目（３） 町民との協働と町政情報の発信強化

町民主体の協働のまちづくりを推進するため、地域コミュニティの主体である自治会への加入促進や地域説明会、ワークショップ等の実施、ボランティア団体やNPO 団体との連携強化、委員会や付属機関等の委員の公募及び男女共同参画の推進に取り組みます。

また、町政の透明性を図るため、委員会や審査会等の組織体制や会議録等の情報公開を推進します。

さらに、広報やホームページのほか、SNS 等様々な媒体を活用した町政情報発信の強化に取り組みます。

## 基本方針 2 持続可能な行財政基盤の確立

将来にわたって持続可能な行財政基盤を維持するため、「中長期財政計画」に基づく計画的な財政運営に努めます。

また、歳入の柱である町税の公正・公平な課税と徴収率の向上、各種手数料、使用料、負担金等の受益者負担の適正化、ふるさと納税寄附金受入の推進や広報誌等への有料広告の拡大等、自主財源の確保と強化に取り組みます。

その他、財産の適正管理と有効活用、公共施設等の長寿命化、民間の資金やノウハウを活用した官民連携等の推進に取り組みます。

### 推進項目（１） 財政運営の健全化

中長期財政計画の見直しや財政指標に基づく財政運営の健全化、基金残高の維持・積み上げ、補助金の適正化、特別会計の経営健全化に取り組み、新たな財政需要に柔軟に対応できる財政基盤を確立します。

### 推進項目（２） 財源確保対策の推進

町税等の徴収対策の強化や有料広告媒体の拡大、ふるさと納税寄附金受入の推進等、自主財源確保と強化に取り組みます。また、各種手数料、使用料、負担金等について行政コストとサービスのバランス、受益者負担の公平性確保の観点から引き続き見直しを行い、適正化を図ります。

### 推進項目（３） 財産の適正管理と官民連携の推進

「公共施設等総合管理計画」に基づき公共施設の維持、更新、長寿命化を計画的に行うとともに、指定管理制度、PPP※<sup>1</sup>（官民連携）、PFI※<sup>2</sup>（プライベート・ファイナンス・イニシアティブ）活用し、民間のノウハウ等の活用により良質な行政サービスの提供と行政の効率化を図ります。

また、未利用財産の売却や貸付、遊休施設の有効活用等、財産の適正管理に取り組みます。

※<sup>1</sup> PPP（官民連携）…行政（Public）と民間（Private）が連携（Partnership）し、民間の持つ資金やノウハウ、技術を活用して行政サービスの向上、行政の効率化を図る考え方。

※<sup>2</sup> PFI（Private Finance Initiative）…公共施設等の建設、維持管理、運営等を民間の資金やノウハウを活用して行うこと。

## 基本方針 3 職員の能力向上と行政運営の最適化

町民へ質の高い行政サービスを提供するため、職員の意識改革や資質向上に取り組みます。

また、自治体間競争が激化する「地方創生」時代において、魅力あるまちづくりを推進するため、職員の創造的な政策形成能力の向上に取り組むとともに、職員が高い士気を保ちながら効率的に業務を遂行できるよう、働きやすい環境の整備に取り組みます。

さらに、多様な行政ニーズや行政課題に対して機動的かつ効率的に施策を展開できるよう、行政組織・機構の見直しと事務・事業の見直しを行います。

### 推進項目（１） 職員の能力向上と働き方改革

「人材育成基本方針」に基づき、派遣研修や職場研修の機会拡充等、職員の能力向上に取り組みます。

また、情報セキュリティ研修を通して職員の情報セキュリティに関するリスク管理能力の向上に努めます。

さらに、時間外勤務の削減、職員のワークライフバランス（仕事と生活の調和）の確保、時差出勤やテレワーク等の柔軟な勤務形態の促進等、職員が高い士気を保ちながら効率的に業務を遂行できるよう、働きやすい環境の整備に取り組みます。

#### 推進項目（２） 組織・機構の見直し

継続的な組織・機構の見直しや職員数の適正管理や給与の適正化に取り組みます。

また、公共交通実証実験の進捗状況を踏まえながら、具志頭出張所の廃止を検討します。

#### 推進項目（３） 事務・事業の見直し

業務の効率化・最適化の観点から、事務・事業のPDCAサイクルによる評価、事務事業の広域連携促進、PPP（アウトソーシング等）の導入検討に取り組みます。